

NPO法人日本呼吸器外科学会 リンクおよび掲載団体紹介ページの取扱いに関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、NPO法人日本呼吸器外科学会(以下本法人)のホームページに掲載するリンクおよび掲載団体紹介ページに関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 理事長は、本法人のホームページにより呼吸器外科学会に関連した団体および研究会のリンク掲載を募集するものとする。

(申込み)

第3条 リンクを掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、原則として本法人の会員が関連する呼吸器外科学会に関連した全国団体、全国規模の研究会でなければならない。

2 学会所定のリンク掲載申込書(第1号様式)及び原稿を提出しなければならない。

3 掲載ページのデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(リンクについて)

第4条 ホームページの掲載場所については、利用者の利便性を考慮して適当と判断される位置から、申込順に掲載する。

2 申込者の希望により、バナーボタンを利用したリンクを行う。

(画像について)

第5条 バナーボタンに用いる画像(以下「画像」という。)の規格は、次のとおりとする。

①サイズ:縦50ピクセル×横240ピクセル

②形式:gif ,jpg

③静止画

2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

本法人ホームページに支障を来す構造のもの(アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ点滅、反転表示又は画面の切替わり、テキストボックス表示(書き込み可能)、プルダウンメニュー、閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン、ラジオボタン使用など)、その他理事会が画像として不適切と認めるもの

(紹介ページ掲載について)

第6条 掲載原稿は、申込者の責任及び負担で、申込者が作成するものとする。

2 原稿データは電子媒体のみ受付する。

3 掲載に必要なデータ(テキスト、画像等を含むもの)は、1 MB を超えないものとする。

4 原稿にイラストレーション、写真又はロゴタイプなどを使用する場合は、申込者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、申込者の負担とする。

(掲載内容)

第7条 次に掲げる内容の広告は、掲載することができない。

(1)本法人の事業活動の趣旨に対し、品位を損なうおそれのあるもの

(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの

(3)政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4)財産権(知的財産権を含む。)、名誉又は、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのあるもの

(5)法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(6) その他理事会が広告として不適切と認めるもの

(審査及び決定)

第8条 渉外・広報委員会は規定に基づき、申込者の申込内容を審査し、その結果を理事会に報告し、採否は理事会が決定するものとする。

(承諾通知書)

第9条 理事長は、掲載可否の決定後、速やかに申込者に対し、掲載承諾(不承諾)通知書を送付するものとする。

(紹介ページ掲載)

第10条 紹介ページ掲載料は以下の表によるものとし、申込者は指定期日までに全額を一括して支払わなければならない。なお、本法人の会員が主催する研究会等は原則として料金が発生しない。

紹介ページ掲載料金一覧表

コース 料金(×申込み月度) 料 金 備 考

単月契約 1,000円/月

1年契約 10,000円/年

2 紹介ページ掲載料は、いかなる事由があっても一切返還しない。

3 紹介ページ掲載は、毎月1日から当月末日までの1か月を単位とする。

4 紹介ページの掲載月は、渉外・広報委員長が決定する。

(禁止行為)

第11条 申込者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) サーバーその他の本法人のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

(2) 閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(3) その他理事長が申込者として不適切と認める行為

2 申込者は、掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更)

第12条 申込者は、掲載リンク先を変更しようとするときは、その2週間前までに渉外・広報委員長に連絡しなければならない。

2 掲載の内容又はその変更により第三者に損害等が生じた場合には、申込者が責任を負い、本法人は責任を負わないものとする。

(中止等)

第13条 理事長は、申込者が次のいずれかに該当する場合には、掲載を中止し、又は掲載の承諾を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに掲載料を納付しないとき。

(2) 指定期日までに掲載原稿を提出しないとき。

(3) この規約に違反したとき。

(4) その他理事長が掲載を不適切と認めたとき。

2 申込者は、掲載期間中、掲載を取り止めようとする場合には、事前に理事長に書面を提出しなければならない。

3 前2項の場合において本会に損害が生じたときは、本会は、申込者に対しその賠償を求めることができる。

(免責事項)

第14条 本法人は、システム障害、保守点検等により掲載を行わなかった場合においても、申込者に対し、掲載期間の延長、掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 本法人は、申込者が掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

(管轄)

第15条 この規約に関する訴訟については、京都地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、平成31年3月1日から施行する。